

別紙第6

避難生活段階の計画

要旨	避難先での、避難住民等の生活を確保します。 各種避難のための計画の修正と救援に関する計画を作成します。 県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村で救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画等

県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 ----- 避難所等の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関係

大規模	中規模	小規模
救援なし ・ 救援を実施する避難先県との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・ 避難中の対処のみ 国民保護生活安定措置なし ・ 救援を実施する避難先都道府県との連絡調整	大規模救援 ・ 避難住民等は多数。他県からの応援あり 大規模武力攻撃災害対処 ・ 県内の災害対処等 大規模国民保護生活安定措置 ・ 県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模救援 ・ 避難住民等は少数。他県からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・ 被災市町村地域の災害対処等 小規模国民保護生活安定措置 ・ 避難先市町村の価格安定等

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

← 要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了したとき
 ← 避難先地域への避難の期間
 ← 要避難地域への復帰を開始したとき

イ この期間に予想される状況と留意点

この間、避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、県と避難先地域の市町村等は協力して避難住民等の救援を行います。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、避難住民等の再避難や武力攻撃災害対処の準備、社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

県は、避難住民等に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制

県は、避難住民の誘導支援の体制から避難住民等の救援の体制へ移行します。

ウ 再避難・復帰の準備

再避難・復帰の際は、速やかに実施できるよう必要な確認及び準備を行います。

エ 救援の実施

避難先地域の市町村及び関係機関・団体の協力を得て、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。

救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。

3 各機関の役割

(1) 県

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項
<u>政策統轄総局</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>

機 関 名	事務又は業務
<u>令和の改新戦略</u> <u>元気づくり総本</u> 部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 報道機関との連絡調整、法曹養成 <u>3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること</u> <u>4 県税の減免、徴収猶予</u> <u>5 県議会に関すること（臨時議会の招集）</u> <u>6 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>7 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>8 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</u> <u>9 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>輝く鳥取創造本</u> <u>部</u>	<u>1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</u> <u>2 外国人に対する広報、避難、救援</u> <u>3 外国人の安否情報・被災情報の収集等</u> <u>4 外国人の安全確保及び支援</u> <u>5 避難住民運送手段の確保、計画</u>
<u>男女協働未来創</u> <u>造本部</u>	<u>1 武力攻撃事態等における県各部局の応援</u>
危機管理 <u>部局</u>	1 県対策本部事務局の庶務 2 国民保護に係わる自衛隊及び関係機関との連絡調整 3 国民保護に係わる市町村の連絡調整 4 退避の指示 5 被災情報等の収集及び通信連絡の総括 6 県対策本部における通信施設の保全 <u>7 救援物資の確保、運送及び配分</u> <u>8 避難施設の運営</u> <u>9 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援</u> <u>10-7 前各号のほか国民保護措置の総合調整</u>
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 仮庁舎の設営 4 職員の服務、給与に関すること 5 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 6 県税の減免、徴収猶予 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 5-9 職員の動員、派遣要請、受入 6-10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること

	<u>7 私立学校に関すること</u> <u>8 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用</u> <u>9 国民保護措置の実施に要する物品の購入契約</u>
地域 <u>社会</u> 振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 私立学校に関すること 3 <u>1 市町村の行財政運営の支援</u> 4 <u>2 安否情報・被災情報の収集等</u> <u>3 人権の擁護の確保</u> <u>4 文化財の保護</u> <u>5 国民保護に関する広聴</u>
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援

機 関 名	事務又は業務
福祉保健部	1-3 救援物資の確保、運送及び配分 2-4 避難施設の運営 1-3 要配慮者（外国人を除く。）の安全確保及び支援 2-4 義援金の収配等 3-5 医療救援、助産（人員、医薬品、医療用資機材等）活動 4-6 保健衛生に関すること 5-7 医療機関等の被害調査、対策 6-8 ボランティア等の支援に関わる総合調整 7-9 他部局に属しない生活支援及び保護
生活環境部	1 上下水道の被害調査、復旧 2 有害物質使用事業所に関すること 3 死亡獣畜処理 4 廃棄物の処理に係る調整 5 生活関連物資の需給 6 遺体の処理及び埋葬等 7 入浴施設の確保 8 食品衛生、食中毒防止、水質検査等 9 応急給水 10 受入用住宅（県営住宅、応急仮設住宅を含む。）の供給 ※応急仮設住宅には、プレハブ協会供給のものと県収用建物等の修理による応急仮設住宅を含む。 11 建築制限、緩和
商工労働部	1 県内企業の状況把握 2 避難住民等の就職支援 3 物資運送手段（トラックその他）の確保、手配 4 商工労働団体・機関との連絡調整 5 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1 避難住民等に対する食品の確保、供給 2 農林水産業団体との連絡調整 3 農林水産施設等の保全 4 営農指導及び家畜防疫 5 農林漁業金融に関すること 6 応急仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達 7 漁船に関すること 8 漂流物等に関する情報収集

機 関 名	事務又は業務
県土整備部	1 道路 （広域農道、農免道路を含む。） 状況の把握、確保 2 空港、港湾施設の把握、確保 3 公共土木施設等の把握、対策、復旧 4 市街地状況の把握、復興 5 公共施設用地の供与、土地等の使用 6 土木等資材の需給対策 7 支障となる工作物の除去 8 避難生活用の物資運送のための道路、空港、港湾、漁港施設の管理 9 避難生活中の公共土木施設の管理 10 応急公用負担等
会計管理 部 者	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納 及び物品の購入契約 2 県有車両（警察車両を除く。）の管理、運用
総合事務所（東 部地区は東部 地 域振興事務所振 興監 ）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施
企業局	1 中国電力からの情報収集及び中国電力への要請 1-2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置
病院局	1 県立病院の医療救護活動
教育委員会	1 文教施設の保全 2 避難・被災児童及び生徒の救護並びに応急教育 3 被災児童及び生徒の学用品の供給 4 避難施設の確保 5 避難施設の運営に対する協力 6 文化財の保護 6-7 授業料等の減免、徴収及び猶予
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方 労働委員会事務局 鳥取海区漁業調整委員会事務局	1 武力攻撃事態等における県各部局の応援

機 関 名	事務又は業務
警察本部	1 避難による無人化地域、避難施設等の警戒 2 避難・被災者住民等に対する支援活動 3 武力攻撃災害に係る兆候の通報 4 生活関連等施設の安全確保 5 放射性物質等による汚染の拡大防止 6 武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置 7 退避の指示等 8 応急公用負担等 9 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令 10 漂流物又は沈没品の保管 11 避難住民等の救出救助 12 被災情報の収集等 13 交通の規制 14 警備用装備資機材の調達 15 警察通信の確保

(2) 市町村

機 関 名	事務又は業務
市町村	1 救援の実施、補助 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 緊急通報の伝達、通知 5 退避の指示、警戒区域の設定等 6 廃棄物の処理 7 被災情報の収集、報告 8 生活関連物資等の価格安定措置 9 水の安定供給 10 消防、救急、救助の実施 11 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機 関 名	事務又は業務
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置
海上自衛隊	
航空自衛隊	

(5) 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務
共 通	指定公共機関に準じます。

4 活動要領

(1) 情報

ア 救援の指示

(ア) 救援の指示の受信

知事（危機管理~~部局~~）は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、速やかにその内容を市町村、関係機関・団体へ通知します。

(イ) 救援の委託等

知事（危機管理~~部局~~）は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととします。

また、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示します。

イ 情報の収集、分析、提供

知事（危機管理~~部局~~・各部局）は、市町村及び関係指定（地方）公共機関等から、避難住民等の救援に必要な情報及び要避難地域の被災情報を収集し、一元化します。

また、市町村及び関係指定（地方）公共機関等へ情報を提供するとともに、その協力を得て避難住民等に対し情報を提供します。

警察は、関係機関との連絡を密にし、被災情報の提供、避難住民等の救出救助、避難住民の誘導、交通規制等について、必要な要請を行います。

(ア) 情報収集項目、情報収集体制

別紙第1「情報計画」参照

(イ) 情報提供項目

武力攻撃（予測）事態の内容、県等の活動状況、安否情報、武力攻撃災害兆候、被災情報等

ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法第94条、第95条、第96条）

知事（地域~~社会~~振興部）は、要避難市町村、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して、安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。この際、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮します。

また、安否情報を保有する関係機関は、相互に協力し、正確な情報管理に努めます。（別紙第1「情報計画」参照）

(2) 実施体制

ア 県の救援実施体制への移行

県は、要避難地域の住民が、避難先地域へ順次移動してきたときは、順次、避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ順次移行します。

(ア) 知事は、状況の推移必要に応じ、人員が不足している部署や、避難住民等の救援実施関連部局~~や避難先地域を所管する地方機関等~~への増員、要避難地域を所管する地方機関等の体制の順次や先遣隊・受入本部等の廃止・縮小等、全庁で柔軟な人員配分を行い、迅速な避難住民等の救援を実施します。

(イ) 知事は、避難した県庁、地方機関等について、必要に応じ仮庁舎等での業務を開始します。

イ 県対策本部

県対策本部は、救援が指示された場合、速やかに次の業務を行います。

~~(ア) 計画・運用班~~

・県内で行われる避難住民等の救援について企画調整します。~~(イ) 情報班~~

・避難住民等の救援に要する情報について、収集、分析します。~~(ウ) 広報班~~

- ・避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。~~(ア)活動支援班~~
- ・避難住民等の救援に要する物資、運送の確保について企画調整します。~~(イ)県現地対策本部~~
- ・必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の国民保護体制

知事は、避難住民等の救援措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため関係機関・団体、他都道府県との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、被災~~者~~住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 市町村

市町村は、知事（危機管理~~部局~~）から救援の指示の通知を受けたときは、あらかじめ市町村国民保護計画で定めるところにより避難住民等の受入、救援等に必要な体制をとり、以下の業務を実施することとされています。

a 県が実施する救援の補助

- ① 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。（法第76条第2項）
- ② このため、市町村は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行うものとします。

b 市町村による救援の実施

- ① 県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができるとされています。（法第76条第1項）
- ② このため、県は避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通知するとともにその旨を公示します。
- ③ 市町村は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使するものとします。
- ④ なお、市町村が通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合には、県は当該救援を行うよう市町村へ指示します。

(イ) 警察の国民保護体制

警察は、避難先地域の防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における対策本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により公安委員会に報告の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保します。

(ロ) 消防の国民保護体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めるものとします。

(ハ) 他都道府県との連絡調整

- a 知事（危機管理~~部局~~）は、救援に要する施設、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。
- b 知事（危機管理~~部局~~）は、住民を他都道府県に避難させたときは、避難先地域の知事と避難住民等の救援について協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。

- c 警察は、避難住民等の救援、犯罪の予防及び武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る協力要請等を行います。
- (ウ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第21条）
 - a 指定（地方）公共機関が行う救援

指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより救援を行うものとします。
 - b 指定（地方）公共機関の応援

知事（危機管理~~部局~~・関連部局）は、指定（地方）公共機関に対し、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。
 - c 日本赤十字社との連携

知事（福祉保健部）は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託します。この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行います。
 - d 指定（地方）公共機関による緊急物資の運送

知事（商工労働部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を求め、また、住民の身体、生命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、指定（地方）公共機関に緊急物資の運送を指示します。
 - e 指定（地方）公共機関による医療の確保など

医療機関である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより、医療を確保し、医療関係団体である指定（地方）公共機関は医療の確保に係る調整を行うよう努めるものとします。（法第136条）

また、知事（福祉保健部）は、医療関係団体である指定（地方）公共機関を通じ、医療関係者に医療の実施を要請・指示します。（法第85条）
- (カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整
 - a 指定（地方）行政機関の応援

指定（地方）行政機関について、県は、「(エ) 他都道府県との連絡調整」 a に準じて要請を行います。
 - b 内閣総理大臣の応援の指示

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。
- (キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条）

知事、市町村長は、避難住民等の救援において必要があると認めるときは、別紙第5「避難段階の計画」に準じて自衛隊の国民保護等派遣要請等を行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

(7) 補給の実施

県は、避難先地域が県内市町村である場合は主体的に、他都道府県の場合は関係地方公共団体と連携して、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、迅速な救援活動を行います。特に食品、給水、医療については先行的な活動を行います。

そのため、避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

その際、必要があると認めるときは、市町村長に対し救援に関する措置を指示します。

(イ) 補給支援施設

県対策本部~~（補給支援センター）~~は、緊急物資集積地域、物資拠点緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給及び運送の管理運営を行います。

緊急物資集積地域、物資拠点緊急物資集積所及び補給幹線の各施設管理者は、施設の開設、運用、維持管理を行います。

イ 補給必要量

県対策本部~~（補給支援センター）~~は、避難住民等の数を把握し、補給品の必要量の見積もりを行います。

この際、避難所のニーズをできるだけ把握し、日用品、嗜好品などの計画的な補給を行います。

ウ 取得

(ア) 補給品の取得

取得に当たっては、備蓄物資を活用するとともに、補給品の購入、関係機関・団体等への支援要請を行います。

また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。

(イ) 不足等が見込まれる補給品の確保

不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置により確保します。

エ 配分

知事（各部局）は、避難状況、関係機関・団体等の状況を基に避難先地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、取得した補給品を緊急物資集積地域から物資拠点緊急物資集積所へ配分します。

また、必要に応じ、直送等の方法により配分を行います。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等を救援できるよう、補給支援組織、運送支援施設、運送手段等を運用します。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給、避難行動要支援者の救援に注意します。

イ 運送支援施設

知事（輝く鳥取創造本地域振興部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず運送網の情報を把握し、運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

ウ 運送業務

(ア) 運送計画の決定

知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、県土整備部）は、以下の情報及び避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整に基づき、救援物資の運送経路を決定するとともに、道路使用計画等を修正します。

- a 道路、鉄道、空港、港湾等及び武力攻撃災害の状況
- b 救援の必要量の変化
- c 「道路の利用指針」（特定公共施設利用法第12条）

(イ) 運送手段の確保

a 知事（総務部、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部、農林水産部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の台数、運送範囲等の運送能力、稼働状況等を把握し、必要な対策（整備、運行の停止など）を実施します。

b 知事（輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、運送事業者に必要な運送手段の確保を要請します。

この際、不足する輸送手段については、指定（地方）行政機関、他都道府県等に対し協力を要請します。

c また、必要な場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送の求め（法第79条）等を行います。

(ウ) 運送の実施

a 知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は、物資の供給や旅客運送、交通規制などと密接に連携した運送計画を修正し、この計画に基づいて輸送を行い、また、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

b 知事（危機管理部局、輝く鳥取創造本地域振興部、商工労働部）は避難生活の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。

この際、特に車両等の稼働状況、避難先市町村の避難住民等の状況、交通路使用の規制状況に注意します。

c また、指定（地方）公共機関に対し、物資の運送を求めます。この際、運送事業者である指定（地方）公共機関の運送が迅速かつ的確に行われないと認める場合は運送を指示するほか、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。

d なお、指示に当たっては、指定（地方）公共機関の安全確保について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。

エ 交通規制

警察は、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、避難の段階に準じて、交通規制計画を修正し、交通規制を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部）は、救援の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。

このため、関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整の上、県内病院への患者受入要請・搬送及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行います。

また、感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。

県立病院は、医療等を提供します。

なお、医療の提供及び助産等を、必要に応じて日本赤十字社県支部に委託します。

イ 衛生支援組織

県（福祉保健部）は、医療提供計画を作成し、県医師会等関係機関・団体と連携して、避難先地域への臨時医療施設の開設・運用、救護班の編成・派遣を実施します。

また、避難先地域の医療機関等は、医療等を提供します。

ウ 治療業務

(7) 状況把握・対策

知事（福祉保健部）は、医療等施設及び医療等提供体制の状況を把握し、避難先市町村、医師会、看護協会等関係機関・団体と連絡調整の上、必要に応じ県内医療機関に対する患者受入要請、救護班派遣要請、避難所への臨時医療施設設置などを実施します。

また、医薬、医療用資機材等について随時状況を把握し、医療機関、臨時医療施設等から要請があった場合備蓄医薬品を提供するとともに、不足分については薬剤師会・医薬品製造業者等に対して調達要請を実施します。

(イ) 計画の修正

知事（福祉保健部）は、避難住民等の状況等に応じて医療等提供計画を修正し、これに基づいて医療等の提供を開始するとともに、関係機関・団体と連絡調整の上救援に必要な人員、資機材等を確保します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

知事（福祉保健部）は、武力攻撃災害が発生したときは直ちに被災状況（被災者数、被災の程度等）を収集し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処が実施できるよう人員、資機材、施設等の準備を行うとともに、武力攻撃災害が発生したときは直ちに必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、医薬品、資機材等について速やかに支援を要請します。

(エ) 医療の要請及び指示など

a 医療の要請及び指示

知事（福祉保健部）は、県医師会等を通じ医療関係者に対し医療の実施の要請を行い、正当な理由なく要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示します。

この際、医療関係者の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう情報提供等必要な措置を講じます。

b 医薬品等の売渡要請など

知事（福祉保健部）は、特定物資である医薬品などについて、売渡要請、収用、保管命令等を行います。

c 臨時の医療施設を開設するための土地等の使用

知事（福祉保健部）は、臨時の医療施設を開設するため、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用します。

エ 搬送業務

(ア) 状況把握・対策

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況を把握し、即応可能な体制（資機材、医師派遣体制など）を維持します。

(イ) 計画の修正

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、避難住民等の状況に応じ搬送計画を修正し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処

知事（危機管理~~部局~~、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して適切なトリアージ、特殊車両や航空機による搬送、緊急消防援助隊の要請・受入など、的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

オ 防疫業務

知事（福祉保健部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報収集の上、的確かつ迅速に予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療の必要状況を把握、実施します。

特に、避難所の衛生を維持し、避難住民等の安全確保に努めます。

また、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に対する広報を行うとともに避難所管理者、関係機関・団体等に徹底します。

なお、感染症等が発生した場合には、避難先市町村等を通じて遅滞なく発生情報を収集し、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

武力攻撃災害時には、飲料水の安全確保を迅速に行う必要があります。

知事（生活環境部）は、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、環境衛生監視員2名、若しくは、環境衛生監視員1名・事務1名からなる「水の安全パトロール班」を編成し次の業務を行います。

- 1 井戸水等の塩素による消毒
- 2 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- 3 住民への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布
- 4 住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(イ) 食品の安全確保

武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されます。

このため、知事（生活環境部）は、必要に応じて食品衛生監視班を編成するなどして、食品の安全確保を図ります。

食品衛生監視班は、保健所長等の指揮のもとに、次の活動を行います。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

(ウ) 避難所の食品衛生指導

避難所における食中毒の発生を防止するため、知事（福祉保健部、生活環境部）は、市町村長と連携し、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行います。

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

(エ) 避難所の防疫措置

- a 知事（生活環境部）は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施します。
- b 知事（福祉保健部）は、避難所開設後速やかに健康調査及び健康相談を行います。また、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行います。

(オ) 消毒とその確認

- a 知事（生活環境部）は、被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い又は消毒薬を配布して指導します。
- b 知事（生活環境部）は、被災地の井戸が汚染された場合は、直ちに消毒します。それ以後は、消毒薬を住民に配布して自主的に行い、消毒の実施後、防疫班が消毒を確認します。

カ 健康管理業務

知事（福祉保健部）は、健康相談・指導、健康相談等窓口の設置などにより、避難先地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がい予防等を行うとともに、患者の早期発見、被災地の感染症発生状況把握に努め、必要に応じて応急治療等を行います。

この場合、要配慮者のなどの心身双方の健康状態には特に配慮します。

また、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。

なお、感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行います。

キ 県立病院業務

知事（病院局）は、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定された場合は直ちに避難住民等の救援を開始します。

また、県立病院が所在する地域が避難先地域に指定されなかった場合においても患者の受入れ、救護班の派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害については、関係機関・団体と密接に連携して的確かつ迅速に対処するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

ク その他

(ア) 避難所の衛生管理

知事（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、県及び市町村が活動すべき標準的事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、マニュアルに基づき保健衛生対策を充実します。

a 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分を行ったうえ、適切な衛生管理を行います。

b 避難所の衛生管理指導に関する業務

知事（福祉保健部）は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持します。

このため、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項を周知します。

(イ) 入浴

知事（生活環境部）は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ関係機関を通じて避難住民等に対して情報の提供と衛生確保を支援します。

(ウ) 洗濯

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難住民等の衣類等の洗濯に留意します。

避難住民等が洗濯を行うことを基本とし、避難所への洗濯機の設置と洗濯に使用する水を確保します。

(エ) 避難所におけるし尿処理

避難期間が長期になることが予想されるため、知事（生活環境部）は、避難所等におけるし尿処理及び仮設トイレの確保等に留意します。

a し尿処理の基本的考え方

- ① 水を確保することによって、下水道機能を確保します。
- ② ①の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きょを加えていく。）への投入により処理します。
- ③ し尿処理計画を策定し、これに対処します。

b し尿処理方法

避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。
地 域	ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用します。 なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも利用し地域の衛生環境を確保します。

c 仮設トイレ等のし尿処理

仮設トイレの設置等	1 設置、管理等 仮設トイレ等を設置し、清掃、消毒等適切に管理します。 2 高齢者・障がい者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮した機種を考慮し、選定します。 3 設置場所等の周知 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。
し尿処理計画	1 仮設トイレ等の設置状況の把握 仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備します。 2 応援体制の整備 他府県等への応援要請を行い、搬入する下水処理場を確定して、収集体制を調整します。 3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をバキュームカーにより収集し下水処理場に搬入して、し尿を処理・処分します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供するとともに、避難生活期間中適切に維持管理を行います。

なお、必要に応じ各部局において県仮庁舎、県現地対策本部などを設置・維持するとともに、被災した県有施設について情報を集約し必要な対応を実施します。

イ 必要量

(ア) 救援施設

知事（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、必要な場合県仮庁舎、県現地対策本部を設置し、可能な限り迅速に業務を開始するとともに、業務の状況に応じ適切な維持及び所要の充実を行います。

ウ 建設

(7) 救援施設

a 避難所

① 避難所の開設

知事（危機管理~~部局~~、~~福祉保健部~~、各部局）と避難先地域市町村は、協力して避難住民等へ避難所を提供します。

機関名	内 容
避難所管理者	1 避難所管理者は、避難所を開設します。 2 避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、知事（<u>危機管理福祉保健部</u>）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡します。 3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の知事（<u>危機管理福祉保健部</u>）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4 野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、知事（<u>危機管理福祉保健部</u>）に調達を依頼します。 5 野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
<u>危機管理福祉保健部</u>	1 避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から野外収容施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、会計管理部者に所要量の調達を依頼します。 2 電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供します。 3 要配慮者に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。
生活環境部	1 避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配します。 2 応急仮設住宅の提供について、市町村間等で格差が生じることがないように調整します。
会計管理 部者	<u>危機管理福祉保健部</u>から野外収容施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期で設置可能なテントにします。
教育委員会	<u>危機管理福祉保健部</u>から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村教育委員会と連絡を取り、開設に協力します。
電気通信事業者	電気通信事業者に対し、電話その他の通信設備の臨時設置、供用について協力を依頼します。

この際、避難状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

② 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として県が行います。この場合において、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、必要に応じて市町村に協力を求めます。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の管理・運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、適切に避難所を管理・運営します。
市町村	可能な限り町内会又は自治会単位に避難住民等の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入るよう努めるものとします。 避難施設に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等を整備するよう努めるものとします。
危機管理 福祉保健 部	市町村が避難所を管理・運営する際の指針として、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を提供します。
教育委員会	公立学校は、避難施設の管理・運営について、協力・援助を行います。 避難施設に指定されている公立学校の校長は、市町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定します。
地域振興 総務部	私立学校が避難施設に指定されている場合、知事（ <u>地域振興総務部</u> ）は、避難施設の管理・運営への協力を要請し、必要な事項を協議します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部などの施設管理者等と連携し、所要の維持、充実を実施します。

エ 土地利用

(イ) 救援施設

知事（危機管理福祉保健部、生活環境部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行います。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続きを実施します。

(イ) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、県現地対策本部等に必要な土地等について、必要に応じて管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等確保、手配を行います。

オ 県が管理する公共施設等の応急復旧

知事（総務部）は、県有施設、通信設備などの被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討の上、必要に応じて応急復旧等を実施し、必要な場合は指定（地方）行政機関等に支援（人員、資機材の提供、技術的助言など）を求めます。

また、求めにより、市町村や指定（地方）公共機関の支援を行います。

カ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理など

(イ) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県（生活環境部）は、住宅の被災状況（被災戸数、被災の程度）を収集し、応急修理のための施工者や資機材等を確保するとともに、応急修理の相談窓口の設置します。

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に当たっては、応急修理の時期や優先箇所などの計画を作成し、日常生活に必要な最小限の部分について、現物をもって行います。

- (イ) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県（生活環境部）は、「(ア)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」に準じて障害物の除去を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

- (ア) 職員の派遣、あっせん

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣、あっせんを行います。

- (イ) 職員の派遣要請、あっせん要請

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の派遣要請、あっせん要請を行います。

- (ウ) 職員の配置変更

知事（総務部）は、避難の段階に準じて職員の配置変更を行います。

- (エ) 職員の安全管理

知事は、各部局に対し、引き続き職員の安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ 被災者の搜索、救出

知事（危機管理~~局~~部）は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携するとともに、被災情報、安否情報等の情報収集に協力します。

警察は、避難の段階に準じて被災者・遺体の搜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

- (ア) 埋葬、火葬

知事（生活環境部）は、墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在等の情報を集約し、避難の段階に準じて埋葬、火葬を行います。

この際、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応します。

また、法第122条及び令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。

- (イ) 遺体の取扱い

知事（生活環境部）及び警察は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等遺体を搜索する関係機関及び洗浄、縫合、消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の搜索、処理の時期や場所を調整します。

また、遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

- (ア) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

- a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

この際、緊急通報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより速やかに緊急通報の内容を放送することとされています。

- b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入

避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難先地域においては一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、知事（生活環境部）は、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

- a 知事（危機管理~~部局~~、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。
- b また、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。
- c この際、避難住民等の救援に必要なライフラインを優先して確保します。

ウ 就労状況の把握と雇用の確保

県（商工労働部）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、県立ハローワーク、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置を国と一体的に実施し、その避難住民等、被災地域等の実情等に応じた雇用確保等に努めます。

エ 生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施します。

また、県（商工労働部）は、事業再建資金等についても同様の対応を実施します。

オ 防犯等

警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。

カ 住民への周知

知事（令和の改新戦略本元気づくり総本部、危機管理部局）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

県及び警察は、市町村と連携し、避難所等に対する巡回活動、各種広報資料の作成・配布等により、避難住民等に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなどして避難住民等に対する支援を行います。

ア 避難住民等の不安を取り除く広報の実施

(7) 広報資料の配付、作成、掲示

知事（令和の改新戦略本元気づくり総本部、危機管理部局）は、住民の不安と混乱を払拭するため、収集した被災情報を広報します。

また、市町村と協力し、避難所における注意事項等について避難住民等への広報資料を作成、配布、掲示します。

(4) 広報の強化

a 広報項目

- ① 武力攻撃（予測）事態の概要
- ② 冷静な対応の呼びかけ
- ③ テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること
- ④ 「要請されたときの必要な協力やボランティア活動等」についての啓発を求めること
- ⑤ 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村対策本部宛に連絡するよう求めること
- ⑥ 避難所での生活等に関する注意事項、生活情報等
- ⑦ その他（交通の規制、犯罪の予防、旅行の自粛、児童生徒の登下校に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元・危険物の管理や他の安全対策等）

b 広報手段

- ① テレビ、ラジオ等による放送
- ② 避難所を通じた広報
- ③ 各種広報紙の発行、ホームページへの広報資料の掲載、パトカー等による現場広報等

c 注意事項

情報の趣旨について、誤解の招くことのないように十分に留意します。

d その他

- ① 混乱発生の恐れが予測される場合は、県及び市町村は、随時必要な対応及び放送機関等を通じて県民への広報、通報を行うものとします。
- ② 警察は、交通規制、犯罪予防等に係る広報資料を作成、配布、掲示します。

e 関係機関への要請

知事（令和の改新戦略本元気づくり総本部、地域社会振興部、観光交流局輝く鳥取創造本部）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。

機関	内 容
市町村	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、CATV、インターネット等による住民への広報
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報

県立観光施設	場内放送等による観光客への広報
--------	-----------------

イ 報道機関への情報提供

(ア) 情報提供

知事（令和の改新戦略本元気づくり総本部、危機管理部局）は、資料提供と必要に応じ記者会見を行います。

なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。

(イ) 広報依頼

知事（令和の改新戦略本元気づくり総本部、危機管理部局）、警察は、収集した情報等救援に関する情報を避難住民等へ広報する必要があると認める場合には、避難先地域等の報道機関に対し広報への協力を依頼します。

また、警察は、交通の規制、犯罪の予防等について、住民等への周知徹底を図るため、報道機関に情報の提供を行うとともに、広報依頼を行います。

(ウ) 放送の義務

放送事業者である指定（地方）公共機関は、緊急通報、警報の発令（解除）及び避難の指示（解除）の通知を受けた場合、その国民保護業務計画の定めるところに従い、速やかに放送を行うこととされています。

ウ 広聴

知事（地域社会振興元気づくり総本部）、警察、市町村長は、関係機関、避難所管理者等と連携して避難先地域に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、安否情報、生活安全情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに相談内容に応じて関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

5 その他

(1) 応急教育

教育委員会は、児童生徒の救援、就学、進学、就職支援及び学用品並びに応急救員の確保及び手配に関する業務を行います。

公立学校が避難所として使用された場合等は、必要に応じて他施設、仮設校舎等を活用して応急教育を実施しつつ、避難スペースの確保等適切に施設管理を行います。

ア 実施すべき業務

県・市町村教育委員会は、避難先地域の各教育施設の状況及び避難住民等の数、割振等を確認し、公立学校の各学校長へ応急教育の開始を指示するとともに、必要な人員、資機材、学用品、施設等を手配します。

公立学校の学校長は、児童生徒の受入、応急教育の体制を整備し、順次応急教育を開始するものとしします。

(ア) 教育委員会

- a 教育委員会は避難先地域の県立学校に対し、市町村教育委員会は避難先地域の市町村立学校に対し、それぞれ応急教育の実施を指示するものとしします。
- b 教育委員会は、市町村教育委員会を支援します。

c 教育委員会は、各市町村に対して管内の公立小・中・特別支援学校の次の事項について取りまとめを要請します。

- ① 学校運営の応急措置状況
- ② 児童・生徒の被災状況
- ③ 教科用図書・学用品等の必要状況
- ④ カウンセラー配置の必要性 など

d 教育委員会は、避難生活の段階において、必要な業務を次のとおり実施します。

- ① 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援、学用品に関すること
- ② 公立学校（幼稚園を含む。）における学校運営の応急措置
- ③ 児童生徒及び教職員の受入
- ④ 授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助

(イ) 公立学校の学校長

- a 市町村立学校の学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うものとします。その際、避難状況と合致するよう速やかに調整するものとします。
- b 市町村立学校の学校長は、応急教育の実施に当たって、市町村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとします。
- c 市町村立学校の学校長は、職員を掌握して校舎の整備及び児童・生徒の被災状況を調査するものとします。
- d 市町村立学校の学校長は、市町村教育委員会と連携し、教科書等の給付に協力するものとします。
- e 市町村立学校の学校長は、応急教育計画に基づき、学校通学可能な児童・生徒は、学校において指導するものとします。
- f 市町村立学校の学校長は、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育、及び生徒指導に重点を置くものとします。
- g 市町村立学校の学校長は、避難した児童・生徒について教職員の分担を定めるとともに地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問させるなどして、上記に準じた指導を行うものとします。
- h 市町村立学校の学校長は、状況の推移を把握し、市町村教育委員会と緊密な連携を図り、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとします。
- i 県立学校の校長においても、上記市町村立学校の学校長に準じて措置を行います。

イ 学用品の調達及び給与計画

教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒の被災状況、教科用図書・学用品等の必要状況に応じて、関係機関（文部科学省、危機管理福祉保健部等）と連絡調整を図り、各市町村に対する支援を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小・中・高等・特別支援学校の児童・生徒に対し、被害の状況に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を給与します。

(イ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ウ) 給与の方法

学用品は原則として知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は市町村長が実施しますが、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行

うため、職権の委任を受けた市町村長が、校長及び教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(エ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

(ア) 公立学校の学校長は、被災の有無や規模、児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県・市町村教育委員会に連絡するものとします。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童・生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内避難を含む。）、初期消火、下校等を実施します。

エ 私立学校への応急教育等の要請

知事（総務地域振興部）は、避難先地域の私立学校に対し、上記に順に必要な対策を講ずるよう要請します。

(2) ボランティアの協力

ア ボランティア活動の支援

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。

県は、対処地域の安全を確認した後、被災市町村地域及び避難先地域におけるボランティアの必要性及び要望をみながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、日本赤十字社その他ボランティア活動団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボランティアの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援を行います。

市町村においては、県に準じて実施するよう努めるものとします。

また、自主防災組織等と連携・協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。

イ 医療救護関係ボランティア

県	1 保健所は、市町村と連携の上、各市町村の臨時医療施設の状況把握に努め、必要な情報を福祉保健部に報告します。 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、日本赤十字社の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に要請します。
医師会	1 避難先地域の医師会は、随時受付けたボランティア及びリストに基づき、保健所、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼するよう努めるものとします。 2 避難先地域以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け、保健所及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼するよう努めるものとします。 3 県医師会は、県対策本部と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たるよう努めるものとします。
日本赤十字社県支部	他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供することとされています。

ウ 生活支援ボランティア

県	避難先市町村の避難所等の状況を把握し、広域的なボランティアの派遣について県社協と連絡調整を行います。
社協	1 避難先市町村社協 (1) 避難先市町村と協力し、ボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による安否確認等を実施、指導するとともに、避難所等の情報を収集するよう努めるものとします。 (2) 避難先市町村と連絡調整の上、災害発生後受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し必要な部所への派遣依頼を行うよう努めるものとします。 (3) ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請するよう努めるものとします。 2 避難先地区以外の市町村社協 (1) 受付けたボランティア及び登録済みのボランティアに対し、出勤意向調査を行い、その結果を県社協に報告するよう努めるものとします。 (2) 被災地市町村社協、あるいは県社協からの派遣要請により、ボランティアへ派遣依頼を行うよう努めるものとします。 3 県社協 (1) 避難先市町村社協から情報収集を行い、広域的なボランティア派遣調整を行うよう努めるものとします。 (2) 必要に応じ、他府県の社協（ボランティアセンター）に派遣要請を行うよう努めるものとします。

エ 教育ボランティア

教育委員会は、必要に応じて、児童・生徒の学習支援や生活指導等を行うボランティア希望者に対し活動を要請します。

オ ボランティアの受付

避難生活段階においては、他県等から多数のボランティア等が避難先地域に駆けつけることが予想されます。

県（福祉保健部）は、市町村及び県・市町村社会福祉協議会と協力して、これら参集したボランティア等が混乱なく、効率的・効果的に活動できるよう体制を整備する必要があるため、ボランティア等の一時受入拠点を設置します。

拠点では、全国から参集するボランティアを受け入れ、ボランティア等が避難先地域で効率的な活動ができるよう、被災状況やボランティアの要求等の情報を提供するとともに、ボランティアを必要とする避難所へ派遣します。